

「くじ番号」による買受人の決定方法について

1 くじ番号

申請者はあらかじめ3桁以内の任意の番号（くじ番号）を、普通財産買受申請書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

※オンライン申請の場合は設問の「くじ番号」へ入力してください。

2 買受順位

申請者の買受順位は、受付時間の早い者から順に0（ゼロ）から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

3 買受人の決定

- （1）申請者の「くじ番号」の合計を申請者の人数で割り、余りを算出します。
- （2）申請者の買受順位が、上記で得られた数字と同じ方が、買受人となります。

【例】

申請者が2者の場合、余りは

0	→	買受順位0番目が買受人
	又は	
1	→	買受順位1番目が買受人

申請者が3者の場合、余りは

0	→	買受順位0番目が買受人
1	→	買受順位1番目が買受人
2	→	買受順位2番目が買受人

4 普通財産買受人決定通知について

- （1）買受人となった申請者へ普通財産買受人決定通知書を交付します。
また、補欠者へは補欠になった旨、通知します。
- （2）買受人の辞退等により契約に至らなかった場合は、補欠順位1位の方に買受人となる権利が与えられます。さらに辞退等があった場合は、補欠者を番号順に順次繰上げて買受人とします。
- （3）辞退する場合は辞退届（様式は任意）を提出してください。提出期限は買受人決定の通知をした日の翌日から起算して10日以内とします。